部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》（案）に対する意見募集の結果について

１　パブリック・コメントの概況

（１）意見募集期間

令和８年 10 月２日（金）～令和８年 11 月１日（日）　３１日間

（２）意見提出者等

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	団体	計
		1		1			2

（３）提出方法の内訳

郵送	ファックス	Ｅメール	その他	計
		1	1	2

２　意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	Ⅱ 佐野市で整備する地域クラブ活動 ３ 認定地域クラブ活動の運営団体と実施主体 (5) 運営団体と実施主体(認定地域クラブ)の役割 実施主体が担当する、参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）について。 教職員の多忙化解消の一環としての部活動地域展開であることから、実施主体における参加者（生徒）・保護者との連絡ツールの導入は必要不可欠です。しかし、不正アクセス・ランサムウェア・人的ミス等による個人情報の漏洩や、SNS 上での生徒間トラブルなどの状況から、その導入・管理・運営については運営団体と実施主体に一任することなく、本市・本市教育委員会として確認や調整が必要と考えられます。	認定地域クラブ活動は、本市が部活動改革の責任主体として活動に対する最終的な責任を負うものです。この観点から、生徒・保護者との連絡に使用するツール（アプリ等）の選定・導入・運用についても、本市教育委員会が行う必要があると考えています。 連絡ツールの導入・管理・運営については、運営団体や実施主体に一任することなく、本市教育委員会が適切に関与してまいります。 個人情報の適切な管理や SNS 的機能の利用制限など、どのクラブにおいても統一的かつ安全なルールのもとで連絡ツールが運用されるよう、運営団体・実施主体・指導員に対して周知徹底を図ってまいります。

2	Ⅲ　認定地域クラブ活動の実施内容 ６　認定地域クラブ活動指導員の確保及び資質向上 ⑴指導員バンクの設立　⑶指導員の資質向上に係る取組 　指導員バンクへの登録時及び各認定地域クラブ活動への選任時に、専門的な指導力だけでなく、生徒理解や対人関係への配慮、ハラスメント防止なども含めて、指導員としての適格性をどのような基準や方法で確認するのかを明確にしていただきたいです。 　また、国のガイドラインでは、活動開始後に不適切行為があった場合、事実確認の上で、警告や登録取消し等につなげる仕組みを設けることが示されています。佐野市においても、選任時の適格性確認に加え、活動開始後の指導状況の把握や、不適切な指導が確認された場合の対応について、具体的な仕組みを整備するのか明確にしていただきたいです。	指導員バンクへの登録及び各認定地域クラブ活動への選任時において競技経験・指導経験・保有資格といった専門的な指導力に加え、中学生の発達の段階や心理的特性への理解、体罰・暴言・性的ハラスメント等の禁止事項に関する理解など、書類確認・面談・研修受講等を通じて確認いたします。また、こども性暴力防止法の施行に伴い、任用前に特定性犯罪前科の有無についても確認いたします。 　活動開始後については、運営団体・本市教育委員会・学校が連携し、活動記録の提出や現地確認・ヒアリング等を通じて、指導状況を継続的に把握する体制を整備します。体罰・暴言・性暴力等の不適切な指導が確認された場合は、当事者・生徒・保護者・関係者へのヒアリング等により事実確認を行った上で、指導・助言・改善指示から、警告、活動停止、指導員バンクからの登録取消しまで、事案の内容・程度に応じて段階的に対応してまいります。 　これらの取組を通じて、生徒・保護者の方が安心して認定地域クラブ活動に参加できる環境を、本市教育委員会として責任を持って整備してまいります。
3	Ⅲ　認定地域クラブ活動の実施内容 ４　指導体制 ⑵ウ　障がいのある生徒の活動機会の確保 　障がいのある生徒を受け入れるにあたり、生徒一人ひとりの障がいや発達特性を十分に理解し、それぞれの状況に応じた適切な配慮や指導を行うことができる指導者の配置が必要と考えますが、佐野市では、このような指導者の配置について、どのように検討されているのでしょうか。 　また、指導者のみでの対応が困難な場合に、専門的な知識や経験を有する	障がいのある生徒の活動機会の確保については、《佐野モデルⅡ》が掲げる「すべての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境の整備」を実現するうえで、重要な取組の一つと認識しています。 　指導者の配置については、生徒一人ひとりの障がいや発達特性を十分に理解した上で、適切な配慮や指導を行うことができるよう、専門的な知識や経験を持つ方からアドバイスや支援を受けられる体制づくりも、併せて検討していきます。 　今後も、学校・教育関係機関・保護者の皆様と緊密に連携を図りながら、個々の生

	人材から助言や支援を受けられる体制の整備についても検討されているのでしょうか。	徒の状況に応じた適切な対応ができる仕組みを、運営団体・実施主体・本市教育委員会が力を合わせて取り組んでまいります。
4	Ⅲ　認定地域クラブ活動の実施内容 ５　安全管理 ⑴　緊急時の対応 学校施設を使用する際に示されている「施設管理者」について、役割や責任範囲、配置方法が計画内で明確にされていない点が気になります。緊急時に適切な対応ができる体制を確保するためにも、誰がその役割を担い、どのような体制で施設の管理を行うのか、具体的に示していただきたいです。	学校施設を使用する際の施設管理者の役割・責任範囲・配置方法については、休日の地域クラブ活動が拡大していくにつれてその重要性がさらに高まるものと認識しており、適切な体制整備が必要と考えています。 具体的には、本市教育委員会が運営団体・実施主体・学校と連携しながら、施設の種別や活動形態に応じて、誰がどのように施設を管理するかを具体的に定めた指針を整備いたします。また、施設管理に関する役割・責任範囲・配置方法については、学校施設の利用に関する覚書においても明文化し、本市教育委員会・運営団体・実施主体・学校の間で共通理解が図られるよう取り組んでまいります。 これらの取組を通じて、生徒・保護者の皆様が安心して認定地域クラブ活動に参加できる環境を整備してまいります。
5	Ⅱ　佐野市で整備する地域クラブ活動 ３　認定地域クラブ活動の運営団体と実施主体 ⑸　運営団体と実施主体（認定地域クラブ）の役割 生徒や保護者が、指導に関する悩みや活動への不安などを安心して相談できる体制を整えていただきたい。また、相談したことによって生徒が活動上の不利益を受けたり、指導者との関係が悪化したりすることのないよう、相談者を保護する仕組みも設けていただきたい。	生徒・保護者の方が、指導に関する悩みや活動への不安を安心して相談できる体制の整備は、認定地域クラブ活動を安全・安心に運営していくうえで重要な取組と考えています。 そのため、運営団体内の相談窓口に加え、本市教育委員会及び学校においても相談できる体制を検討いたします。 また、相談したことによって生徒が活動上の不利益を受けたり、指導者との関係が悪化したりすることのないよう、きちんと配慮できる仕組みを整えていきます。